

緊急通行車両の事前届出手続き（山梨県地域防災計画「緊急通行車両の確認」より）

1 緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく、知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、防災危機管理課又は警察本部交通規制課、警察署及び交通検問所等において実施する。

この場合、標章及び緊急通行車両の確認証明書を交付する。

2 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会（警察本部交通規制課経由）は、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両について予め必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。

届出に関する手続きは別に定めるところによる。

3 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、確認のため必要な審査は省略する。

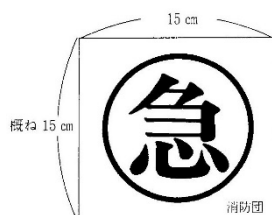
地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 山梨県公安委員会 殿 申請者住所 （電話） 氏 名 印		第 号 地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護 措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 山梨県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		（注） 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して、緊急通行車両の確認の手続きを受けて下さい。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部交通部交通規制課）に届出て再交付を受けて下さい。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還して下さい。 (1)緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2)緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3)その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所 （ ） 局 番	
	氏 名	
出 発 地		
（注） この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う事務又は業務の内容を疎明する書類及び自動車検査証の写しを添付の上、山梨県警察本部交通部交通規制課に提出して下さい		

災害出動車両の有料道路の取り扱い（山梨県地域防災計画「災害出動車両の有料道路の取り扱い」より）

道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

1 緊急出動の取り扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、もしくは発生直後に緊急出動するときは、以下のとおりとする。



（山梨県道路公社の場合）

通行車両の責任者が作成した上の表示を貼付した車両を無料とする。

※ 標章中の「消防団」の箇所は、「消防団等作成団体名及び責任者職氏名」を記載する。

（中日本高速道路㈱八王子支社の場合）

ア 山梨県は中日本高速道路株式会社八王子支社に速やかに災害派遣等従事車両の取り扱いについて協議を行う。

イ 中日本高速道路株式会社から災害派遣等従事車両の取り扱いの回答に基づき、山梨県の災害派遣命令者は「災害派遣等従事車両証明書」の発行を行う。

ウ 災害派遣等従事車両証明書を携帯する車両は、入口では通行券を受け取り、料金を支払う料金所ごとに一時停止したのちに証明書を提出し、料金を徴収しない車両としての取り扱いを受けるものとする。ただし、証明書の紛失その他特別の事情により証明書の不携帯が生じた場合は、料金所において一時停止したうえで、その旨を申し出るものとする。この場合、①通行区間（道路名、流出・流入IC）、②車両番号、③通行車の所属機関、氏名等を料金所係員に申し出、証明書を後日料金所に提出するものとする。

2 災害復旧等の出動の取り扱い

ア 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、地域県民センター、建設事務所、市町村、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。

イ 申し出を受けた関係機関は、山梨県道路公社（055-226-3835）又は中日本高速道路株式会社八王子支社（以下「有料道路管理者」という。）に速やかに通報する。

通報内容は、通行予定時刻、目的、行先、車両数、通行区間及び代表者氏名とする。

ウ 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めるとき通行料を無料とする。

エ 通行する当該車両は、通行車両の責任者が作成した次の表示(通行車両の責任者が作成して貼付する。)を貼付する。

※ 標章中の「災害対策本部」の箇所は、「各災害対策本部等関係機関名及び責任者職氏名」を記載する。

オ 中日本高速道路(株)八王子支社が管理する道路の場合は、1 緊急出動の取扱いと同様とする。

